船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和８年２月２２日　１４時２０分頃
発生場所	三重県紀北町鈴島南東方沖 紀伊三浦港防波堤灯台から真方位１０９°１.６海里付近 （概位　北緯３４°０９.１′　東経１３６°１８.８′）
事故の概要	漁船第三丸寿（まるひさ）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和８年３月３日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　第三丸寿、４.３トン ＭＥ３－６４２４６、個人所有
乗組員等に関する情報	船長（インドネシア共和国籍）、二級小型
負傷者	なし
損傷	マストに折損、機関に濡損
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　東北東、風力　２、視界　良好 海象：波向　南南西、波高　約１.５m、海面水温　約１５℃
事故の経過	(1)　本事故発生までの経過 本船は、船長が１人で乗り組み、まだい養殖施設に使用する重さ約１ｔの網（以下「本件網」という。）を修繕する目的で船首部甲板上に積載して固縛し、三重県尾鷲市須賀利漁港に向けて、紀北町道瀬の船だまりを出航した。 本船は、出航時の乾舷が、船首約０.７m、船尾約１.０mであった。約１ｔの本件網を船首部甲板上に積載していたので、ふだんよりも船首が沈んで乾舷が約０.３mと低くなり、船首方からの波が打ち込みやすい船体の状態であった。船長は、これまでにも船首部に網を積んで同様な船体の状態のまま、航行した経験が複数回あった。また、本船の喫水は、船首約０.４m、船尾約０.８mであった。 本船は、鈴島南東方沖を南南西進中、船首方から約１.５mの波が打ち込んで船首部甲板上に海水が溜（た）まった。 本船は、両舷舷側に水面からの高さが約０.５mの位置に排水口があり、左舷側の排水口からは排水されていたが、右舷側の排水口が本件網で塞がれていたので、打ち込んだ海水が排水されず、船体が右舷側に傾斜した。 船長は、甲板上に海水が滞留したことによって気が動転し、どうしてよいか分からなかったので、そのままの状態で本船を航行させていた。

	本船は、右舷側に傾いた状態で航行を続け、船長が進路を変えるために左舵を取ったところ、右舷方から約１．０ｍの波が甲板上に打ち込んで大量の海水が溜まり、ゆっくりと右舷傾斜が大きくなって横転し、転覆した。 （図１　参照） 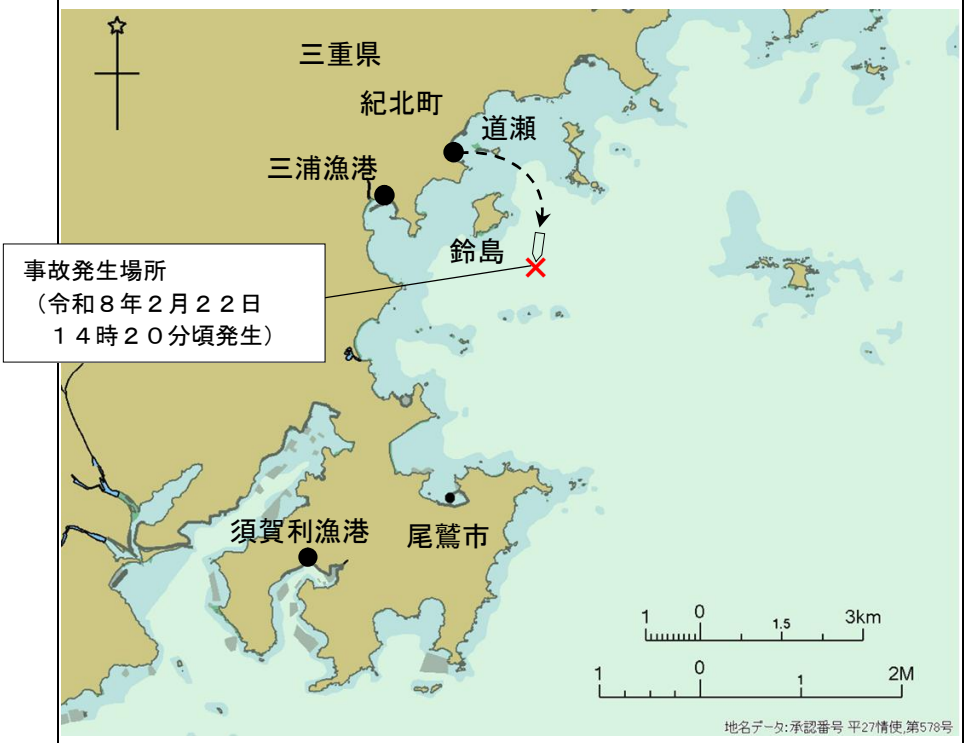 図１　事故発生場所概略図 船長は、転覆の際に落水して海面に浮かんでいたところ、付近を航行していたプレジャーボートに救助され、同プレジャーボートの船長は、本事故の発生を１１８番通報した。 本船は、僚船によってえい航されて紀北町三浦漁港に入港した。 船長は、出航前に波高等の海象に関する情報を確認していなかったが、海上の様子を見て波が高くなることはないと思って出航した。 船長は、救命胴衣を着用し、防水型の携帯電話を携行していた。
分析	(1)　本船は、船長が本船のトリム等の船体姿勢と甲板上の排水口の位置を考慮せずに船首部甲板上に本件網を搭載したことから、船首が沈んで船尾乾舷よりも船首乾舷が小さくなり、波が船首方から打ち込みやすい状態であったものと考えられる。 (2)　本船は、本事故当時、本件網が船首部右舷側の排水口を塞いでいたことから、打ち込んだ海水が、排水されにくく、甲板上の右舷側に滞留する状態であったものと考えられる。

	(3)　船長は、海水が甲板上に滞留する状態に対し、どうしてよいか分からなかったことから、そのままの状態で本船を航行させていたものと考えられる。 (4)　本船は、右舷側に寄った本件網及び右舷側に滞留した海水によって、右舷傾斜が発生したことから、復原力が低下する状態であったものと考えられる。 (5)　(1)～(4)から、本船は、航行中、右舷側に傾斜した状態でゆっくりと右舷傾斜が大きくなって横転し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が本船のトリム等の船体姿勢と甲板上の排水口の位置を考慮せずに本件網を搭載したため、本船が、船尾乾舷よりも船首乾舷が小さくなり、本件網が右舷排水口を塞ぐ状態で、航行中、船首方から波が打ち込み続け、海水が右舷船首部に滞留して、復原力が低下する状態で右舷側に傾斜して横転し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型漁船の船長は、漁具等を搭載する際、トリム等の船体姿勢に注意を払い、搭載後の船体姿勢が適正であることを確認すること。 ・小型漁船の船長は、漁具等が排水口を塞ぐことがないよう常に甲板上を整理しておくこと。 ・小型漁船の船長は、自船の乾舷と波高に留意し、安全な航行に危険を感じた場合は早めに帰航又は避難すること。